

第2回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日(火) 午後2時00分から

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
	8番	永井剛
最適化推進委員	1番	濱田孝
	2番	角興
	4番	永井和人

4. 欠席及び遅刻委員 3番 築谷敏樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	阿部英治
主幹	川田潤
主任	今井洋介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 平成31年年間活動計画(案)について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)について

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、平成31年第2回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は1名ですので、定足数に達しており、会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員ですが、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、3番阿部委員、4番佐々木委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

1月22日(火)常設審議委員会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案の1～15ページです。

(番号1)

譲渡人は、境港市上道町のAさんで、譲受人は渡町のBさんです。

土地の所在は、3ページにあります新屋町、畑、139㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、住宅を建築したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、申請地周辺の農地区分につきましては、4ページにありますように都市的整備がされた区域内の農地であり、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、ブロックで仕切るなど被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、阿部委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

(番号2)

貸付人は、境港市高松町のCさんで、借受人は高松町のDさん、Eさんです。

土地の所在は、5ページにあります高松町、畑、132㎡です。

申請理由は、申請地を使用貸借で、住宅を建築したいということです。

1ページの番号2所有権移転を使用貸借権に修正してください。申し訳ないです。

申請地周辺の農地区分につきましては、6ページにありますように住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺に農地は見られず被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、阿部委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

(番号3)

譲渡人は、芝町のFさん、Fさんの母の相続財産管理人Gさんで、譲受人は兵庫県のHさんです。

土地の所在は、7ページにあります芝町、申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建築したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。土地選定理由書は8ページのとおりです。

資力及び信用につきましては、残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺地の耕作者に予め了解をとっておられます、また、11ページのとおり勾配をつけて北側の集水樹へ集め、側溝へ放流させるとのことで被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、阿部委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

(番号4)

譲渡人は、芝町のIさんで、譲受人は兵庫県のJさんです。

土地の所在は、7ページにあります芝町、申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建築したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。土地選定理由は12ページのとおりです。

資力及び信用につきましては、残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺地は耕作されていません。

また所有者に予め了解をとっておられます、また、15ページのとおり勾配をつけて南側の集水柵へ集め、自然流下させるとのことで被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、阿部委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第4号「平成31年年間活動計画(案)について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「平成31年年間活動計画(案)について」説明させていただきます。

議案の16ページから17ページです。

先月の総会後に農政専門部会で審議いたしまして、計画案を作成しました。

平成30年度から項目に変更はありませんが、2月18日の視察研修会の予定を追加しております。

議 長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第5号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農用地利用集積計画(案)について」説明させていただきます。議案18ページから21ページです。

19ページが総括表です。

賃借権設定が畑7筆、4,085㎡で、いずれも新規です。使用賃借権設定は畑6筆、4,527㎡で、いずれも新規です。

賃借権の番号1～3の使用者はKさんです。番号4はLさんの畑にMさんが作業小屋を設置されたため、利用権設定で公告するものです。

使用賃借権の10はKさんの解約後にNさんが借受されたものです。

使用賃借権の11～13はOさんの畑をPさんが引き継がれたものです。

21ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。

議 長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり承認されました。次に、報告に入ります。事務局からお願いします。

(事務局から次の事項について報告)

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書

議長 報告について、何か質問等がございますか。

(「なし」の声あり)

続いて、

・その他協議事項、行事予定等

○常設審議委員会 平成31年2月22日(金)

○第3回境港市農業委員会総会 平成31年3月12日(火)

・農業委員会情報「農業者年金に加入しませんか」

議長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議長 以上をもちまして平成31年第2回境港市農業委員会総会を閉会します。

平成31年2月12日

境港市農業委員会

議長

署名委員

署名委員
